

平成 18 年 4 月 28 日

## 実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」への意見

年金制度研究会 (代表)小野 正昭 稲葉 雅博 猪田 義浩  
白杵 政治 久保 知行 清水 信広  
田中 周二 谷口 充洋 松原 良

### 1. 本件に関する貴会の今後の方針

公開草案が、厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用の見直しについて、「なお、検討を要する」として判断を示さず、「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」に留めてしまったことに対し、懸念を抱く。平成 16 年法改正によって、代行部分の財政的中立性が経済実態として確保されてしまった以上、今後本件に関する追加的法律規定が発生する可能性はない、と考える。厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用の見直しは今回判断すべきであり、この機会に判断しなかった場合、今後如何なる計画で結論を得るのか、貴会の方針を公表すべきである。

### 2. 代行部分の債務は最低責任準備金とすべきである

当研究会は、「平成 16 年法改正の趣旨及び経済の実態からすれば、会計上も、厚生年金基金制度における代行部分の債務を最低責任準備金とする取扱いに変更すべき」とする本公開草案の公表に反対する委員に賛同する。

会計基準は、経済の実態を表わすべきである。さもなくば、会計基準自身が経済活動に裁定の機会を提供することになり、企業活動に中立的でなくなる。現行の会計基準を継続することは、経済実態と異なる債務評価により、母体企業に対して代行返上という裁定機会を提供することを意味するため、見直しが必須と考える。

平成 16 年法改正に伴い、厚生年金基金を設立している企業にとって、代行部分はまったくのオプションになった。厚生年金基金を継続する限り、母体企業は代行部分について最低責任準備金以上の積立を要請されない。また厚生年金基金は、最低責任準備金相当の積立金を保有している限り、退職給付制度としては一体のものとして存続したまま、最低責任準備金に相当する金額を支払った上で、いつでも代行部分の給付義務を国に移転できる権利を獲得した。また、解散に際しても、厚生年金基金は企業年金連合会に最低責任準備金を納付することにより、代行部分の給付義務を移転する。すなわち、継続、代行返上、解散の全ての場合で、母体企業は代行部分について最低責任準備金以上の積立を要請されないことが明確化された。

このことは、代行制度が、従来までの給付債務中心の概念から、法律上も経済の実態上も、「最低責任準備金の維持管理」を中心とする概念に移行したことを意味する。これに伴い、評価時点までの労働の提供によって従業員が将来受取る給付額の多寡は、厚生年金基金を設立し代行制度

平成 18 年 4 月 28 日

を利用している母体企業にとっては会計上の問題にはならなくなった。すなわち、代行部分に関して最低責任準備金を超える義務が存在しないのであるから、現行の給付債務中心の評価基準(PBO)は、適正性を失うことになる。なお、現行基準によると、「 $PBO < \text{最低責任準備金}$ 」場合には会計上の債務評価が法律上の義務を下回る結果となることも、問題点として指摘できる。

仮に会計基準が、これまでどおり代行部分の債務を経済実態と異なる PBO で評価するとした場合、厚生年金基金が代行返上という権利を保有することは、経済実態として、母体企業が PBO という負の証券を最低責任準備金という価格で国に買い取らせるプットオプションという「資産」を保有していることになる。このプットオプションの価格は、 $PBO > \text{最低責任準備金}$ であれば、その差額以上となる。国際会計基準によれば、過去の経済的取引に起因した将来受取ることのできる経済的便益が「資産」とされるため、何らかの方法で当該プットオプションを認識すべきである。この「資産」は、行使(代行返上)にかかわらず、保有(厚生年金基金の維持継続)の事実にもとづき認識すべきである。

### 3. 交付金を退職給付費用から控除する会計処理は誤りである

最低責任準備金が過去期間代行給付現価を一定以上下回ることとなったときに、政府(厚生年金本体)から受取ることとなった交付金を、交付の都度、退職給付費用から控除するという会計処理は誤りである、と考える。

上記会計処理の根拠の 1 つとして、「母体企業(事業主)以外からの拠出がある場合の処理として、従業員からの拠出部分と同様に考えられる」ことが挙げられている。しかし、通常の従業員掛金は、掛金拠出に伴って将来の退職給付が発生するのに対し、厚生年金基金に対する政府からの交付金は、交付に伴って(代行部分に係る)将来の退職給付が発生することはないため、「従業員からの拠出部分と同様」とは考えられない。

今 1 つの根拠として、「当該交付により年金資産を増加させることとなるが、年金資産の運用により生じる収益ではないため、(中略)数理計算上の差異には該当しないと考えられる」ことが挙げられている。政府からの交付金が数理計算上の差異に該当しないことは明らかだが、注意すべきは、政府からの交付金は、年金資産を増加させるだけでなく、最低責任準備金に繰り入れられて厚生年金基金(したがって母体企業)の法律上の債務を増加させることである。代行部分の債務を PBO で評価する結果として、政府からの交付金を退職給付費用から控除するという会計処理は、厚生年金基金(したがって母体企業)の法律上の債務が増加する時に会計上の費用が減少するという点で矛盾した処理であり、極めて問題と考える。

さらに、政府からの交付金は、代行部分に係る過去期間代行給付現価と最低責任準備金の大小関係に応じて交付されるものであって、その額は、「将来の退職給付のうち当期の負担に属する金額」(退職給付費用)とは何ら関係ない。政府からの交付金について期間対応関係を見いだすことは不可能である以上、交付金を退職給付費用から控除するという現金主義的な会計処理は、適正な期間配分を標榜する退職給付会計全体の基本構造に照らし、根本的に矛盾するものである。

平成 18 年 4 月 28 日

#### 4. その他の指摘事項

##### (1) 代行部分に関する 2 つの意見

代行部分の評価に関しては、「退職給付会計基準の対象外とすべき」、「代行部分の債務は最低責任準備金とすべき」という 2 つの意見があったとされる。この 2 つは、代行部分の債務を PBO で評価することは不適切である、という点で基本的に共通していると考え。見解が分かれたのは、当初の意見表明時における PBO という債務評価方法に対する見方の違いによる、と考える。

前者は、PBO という評価方法は国際的に共通しており代行部分を対象とすべきとした場合には PBO と異なる評価方法を主張することが困難であると考えたのに対して、後者は、対象とすることが避けられない以上は評価方法を議論すべきであると考えた、と推察する。前者の考え方については 1999 年 8 月、日本公認会計士協会が公表した公開草案においては、「(免除保険料率および最低責任準備金の)凍結が実施されれば、代行部分については、新しい最低責任準備金の額がそのまま代行部分の資産となり追加負担が発生しないと考えられる」として、「厚生年金基金の代行部分を退職給付会計基準で定める退職給付の対象外にする取扱いが妥当になるものと考えられる」とされたことも影響している、と考える。

##### (2) PBO という債務評価方法の見直し

現在、PBO という債務評価方法は、国際的にも見直しの方向にある。そもそも PBO という債務評価のロジックは、伝統的な米国給付建て制度における給付算定式を前提としたものであり、タイプの異なる退職給付制度への適用にあたり、米国以外の各国は苦慮してきた。

米国においても、キャッシュバランス制度という従来とはタイプの異なる制度の出現により、FASB は解釈基準を策定する必要に迫られた(EITF 03-4)。しかし、解釈基準の設定をめぐる 2003 年以降の FASB の混乱ぶりは、PBO の不合理が露呈された結果と考えられる。なお、解釈基準策定の議論においても、Way-out Liability という、従来の PBO のロジックとは異なる債務評価方法が提案されている。また、IASB においても 2004 年、キャッシュバランス制度を意識した債務評価のあり方に関して解釈基準草案(IFRIC D9)が公表され、PBO とは異なる評価方法が提案されたところである。

昨年 SEC が公表したスタッフレポートを受け、FASB は昨年 11 月、年金およびその他の退職給付制度に関する会計基準を見直すプロジェクトに取り組むことを表明した。同プロジェクトの第 2 フェーズにおいては、PBO の妥当性が議論される予定となっている。なお、米国における年金会計基準をめぐる問題点としては、IBM のキャッシュバランス制度に関する判決文において、制度移行に伴って(過去期間分が PBO から ABO に減少するため)利益が計上される等、裁定の余地を提供する事実が指摘されている。

以上を勘案すると、退職給付債務の評価方法としての PBO は、もはや以前ほど確固とした評価方法でないといえる。諸外国に例のない代行制度について、経済的実態を踏まえた適切な評価方法を設定することは、グローバルスタンダードと何ら矛盾するものでない、と考える。

以上